

平成30年7月23日

ご投資家の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

**日本株リスク・コントロール戦略ファンド(愛称:スマート・リターン)
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「日本株リスク・コントロール戦略ファンド(愛称:スマート・リターン)」(以下「本ファンド」といいます。)は、平成27年9月30日の設定以来、皆様の資産形成の一助となるべく運用を行ってまいりました。しかしながら現状、本ファンドの受益権の総口数は、信託約款に定める解約の基準である10億口を大きく下回る状態が継続し、純資産残高の回復も見込み難いと判断されるため、運用を終了し運用資産をお返しすることが受益者の皆様の利益に資するとの判断をいたしました。

現在本ファンドにおいては、平成30年7月23日現在の受益者の方を対象に、信託終了(繰上償還)に関する書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行っております。

本書面決議は、本ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。(書面決議の日:平成30年8月21日)
この場合、本ファンドは平成30年9月11日をもって信託終了(繰上償還)となります。

ご投資に際しましては、上記についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬具

日本株リスク・コントロール戦略ファンド
(愛称：スマート・リターン)

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書(請求目論見書)

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2018年6月12日

SBIアセットマネジメント株式会社

日本株リスク・コントロール戦略ファンド

(愛称：スマート・リターン)

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年12月12日に関東財務局長に提出しており、平成29年12月13日にその効力が生じております。

委託会社における照会先

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

<目次>

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
第2 管理及び運営	29
第3 ファンドの経理状況	36
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	51
第三部 委託会社等の情報	52
第1 委託会社等の概況	52

信託約款

発行者名	SBIアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目6番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日本株リスク・コントロール戦略ファンド（愛称：スマート・リターン）
（以下「本ファンド」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

(i) 基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入れ有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

(ii) 基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiasset.com.jp/

(5) 【申込手数料】

お申込金額の2.16%（税抜2.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認ください。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

(6) 【申込単位】

・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認ください。

(7) 【申込期間】

平成29年12月13日（水曜日）から平成30年12月12日（水曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記（4）に記載の照会先においてもご確認ください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）×申込口数）に申込手数料及び当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までにお支払いください。

取得申込みにかかる発行価額の総額は、当初申込期間にかかるものについては本ファンドの設定日に、継続申込期間にかかるものについては追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みを受け付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込みの方法等

- (i) 受益権の取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。
- (ii) 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

本ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／国内／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	資産複合（株式、その他資産（投資信託証券（株式）、株価指数先物取引））資産配分変更型
決算頻度	年1回
投資対象地域	日本

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般	年2回	(日本を含む)
大型株	年4回	日本
中小型株	年6回	北米
債券		欧州
一般	(隔月)	アジア
公債	年12回	オセアニア
社債	(毎月)	中南米
その他債券	日々	アフリカ
クレジット	その他	中近東
属性	()	(中東)
(高格付債)		エマージング
不動産投信		
その他資産		
()		
資産複合（株式、その他資産（投資信託証券（株式）、株価指数先物取引））資産配分変更型		

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
資産複合（株式、その他資産（投資信託証券（株式）、株価指数先物取引））資産配分変更型	資産複合（株式、その他資産（投資信託証券（株式）、株価指数先物取引））資産配分変更型とは目論見書または投資信託約款において、複数の資産（株式、その他資産（投資信託証券（株式）、株価指数先物取引））を投資対象とし、組入比率について機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

③信託金の限度額

- ・ 上限1,000億円
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1

日本株式を主な投資対象とします。

- 本ファンドは、日経平均株価を構成する現物株式、日経平均株価への運動を目指すETF(上場投資信託)への投資を行うとともに、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引などを活用し運用を行います。

2

「バークレイズ日本株エンハnst・ベータ指数」を活用し、株価下落局面における基準価額の下落リスク低減を目指します。

- 「バークレイズ日本株エンハnst・ベータ指数」とは、バークレイズ銀行グループが開発・提供する指数です。
- 同指数に含まれる市場環境の判定シグナルを活用し、株式市場への不安心理(ストレス)が高まっていると判断される場合には、株式の実質組入比率[※]を引下げ、ファンドの株価下落による影響の低減を目指します。
- 一方、株価上昇局面と判断された場合には、日経平均株価への追従を目指します。

※株式の実質組入比率とは、現物株式の買い、ETF及び株価指数先物取引の売建て及び買建てを合成した実質的な株式の割合をいいます。本ファンドにおける株式の実質組入比率は相場局面に応じて、0～100%の範囲で調整を行います。

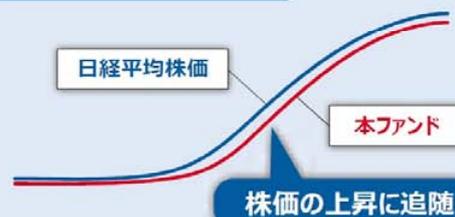
運用のコンセプト

リスク・コントロール戦略

コンセプト①

～株価上昇局面～

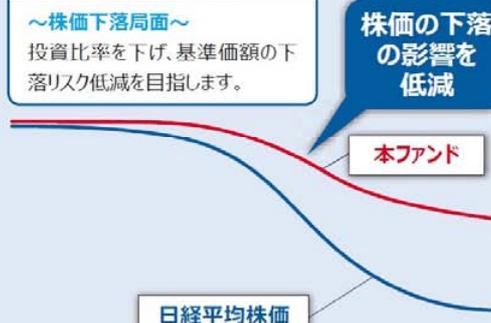
投資比率を上げ、日経平均株価への追従を目指します。



コンセプト②

～株価下落局面～

投資比率を下げ、基準価額の下落リスク低減を目指します。



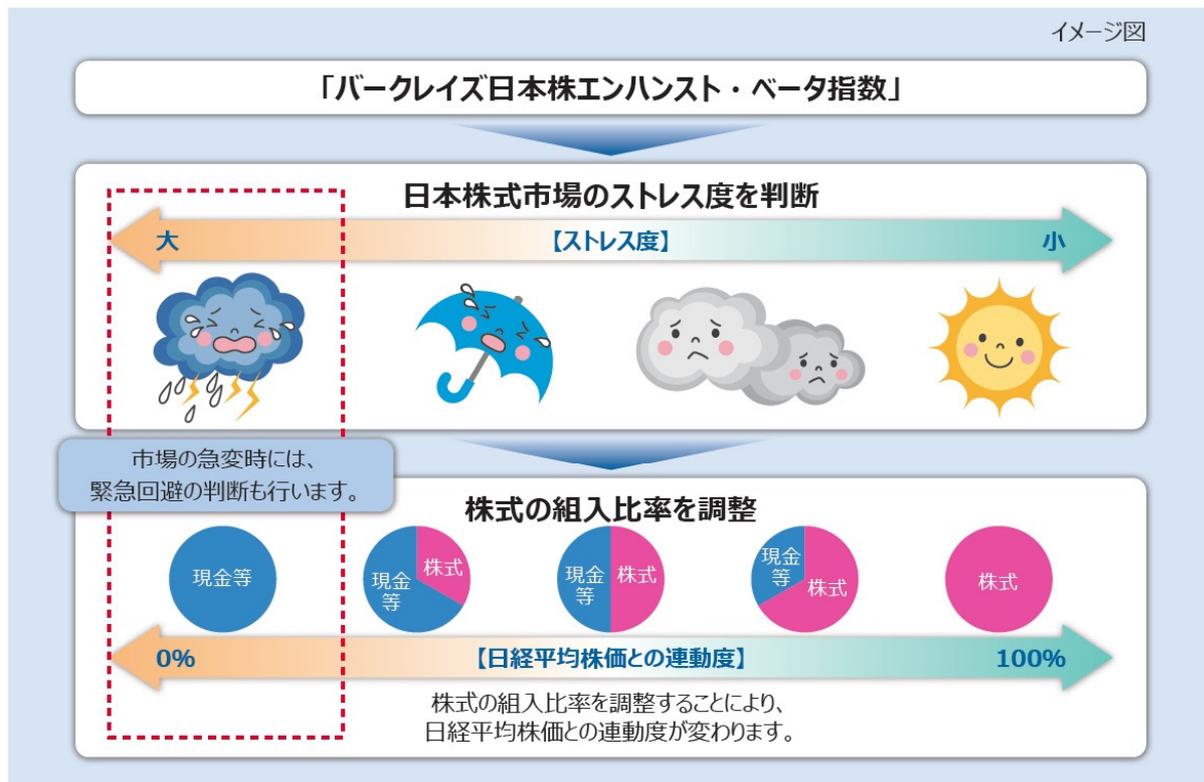
・ 上記はイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

- ・ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ・ 日本株式市場の変動率と市場の動向によっては、リスク・コントロール戦略が効果的に機能しない場合があります。その場合、市場の下落に伴うリスクを低減できないことや、市場の上昇に追従できないことがあります。また、基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

リスク・コントロール戦略とは

一定の指標に基づき、株式の組入比率を調整します。

- 「バークレイズ日本株エンハンスド・ベータ指数」を活用し、株式市場への不安心理(ストレス)が高まっていると判断される局面では株式の組入比率を引下げ、ファンドの基準価額下落リスクの低減を目指します。
- 株式の実質組入比率は、相場局面に応じて、0-100%の範囲で行います。



「バークレイズ日本株エンハンスド・ベータ指数」とは

- 「バークレイズ日本株エンハンスド・ベータ指数」とは、バークレイズ銀行グループが開発・提供する日本株式市場のストレス度を表す指数です。
 - 株価のトレンドやその強弱、日経平均ボラティリティー・インデックス等を参考に、バークレイズ銀行グループが日々、算出します。
 - この指数を活用し、SBIアセットマネジメントが株式の組入比率を決定します。
- ・ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ・ 日本株式市場の変動率と市場の動向によっては、リスク・コントロール戦略が効果的に機能しない場合があります。その場合、市場の下落に伴うリスクを低減できないことや、市場の上昇に追従できないことがあります。また、基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

バークレイズ銀行グループのご紹介

- バークレイズ銀行グループは、300年以上の歴史を持つ世界最大規模の金融サービス提供機関です。12万人余の従業員が、世界40カ国以上で活動しています。
- 政府機関・金融機関・大手事業会社向けの投資銀行業務、個人向けの商業銀行業務、資産運用関連業務など、提供するサービスは多岐にわたります。

沿革

- 1690年 金匠銀行(王家や商人に対し金貨保管・融資サービスを行う主体)として、英国で創業。
- 1967年 バークレイズカードのサービスを開始、世界に先駆けてキャッシュマシーンを導入。
- 1986年 英国の銀行としては初めて、ニューヨーク、東京の両証券取引所に株式を上場。
- 2008年 リーマンブラザーズ証券の北米業務を買収し、バークレイズ・キャピタルに統合。

指数の著作権等について

【バークレイズ日本株エンハンスド・ベータ指数】

バークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその関連会社(以下「バークレイズ銀行グループ」といいます。)は、リスク・コントロール戦略(以下「本戦略」といいます。)の策定者ではなく、バークレイズ銀行グループは、本戦略及び本戦略に基づくパフォーマンスについて、投資家の皆様に対して何ら責任又は義務を負いません。バークレイズ日本株エンハンスド・ベータ指数(以下「本指数」といいます。)は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが所有する商標であり、本戦略において使用するためにライセンスを付与しています。本戦略の投資家の皆様は、本戦略への投資により、本指数へのいかなる権利も取得せず、また、バークレイズ銀行グループとのいかなる関係も取得しません。本戦略は、バークレイズ銀行グループによって出資、承認又は推進されておらず、バークレイズ銀行グループは、本指数又は本指数に含まれるいかなる情報の推奨度又は使用に関して何らの表明も行いません。バークレイズ銀行グループは、本指数又は本指数に含まれるいかなる情報の使用又は正確性に関して、投資家の皆様又はその他の第三者に対して、いかなる形態においても何らの責任も負わないものとします。

【日経平均株価、日経平均ボラティリティ・インデックス】

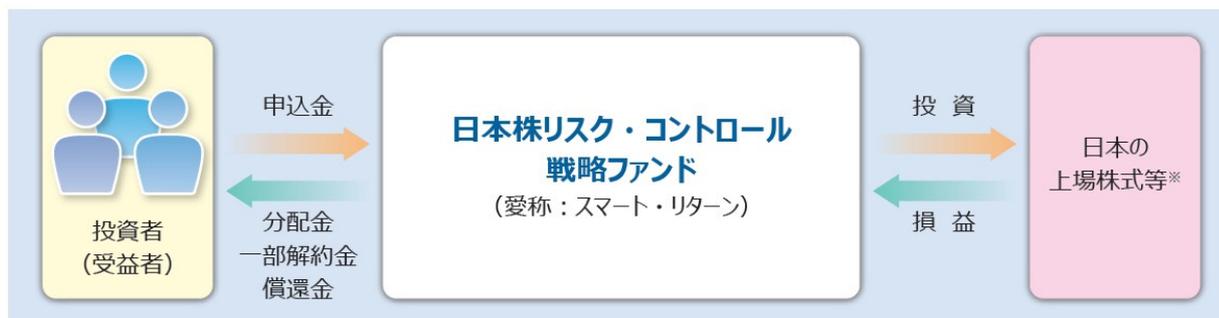
「日経平均株価」「日経平均ボラティリティ・インデックス」は株式会社日本経済新聞社によって開発・算出される指数であり、著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は同社に帰属します。同社はこれらの指数を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延、中断、または指数計算方法の変更に関して責任を負いません。本商品について、同社は保証するものではなく、一切の責任を負いません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成27年 9月30日 信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

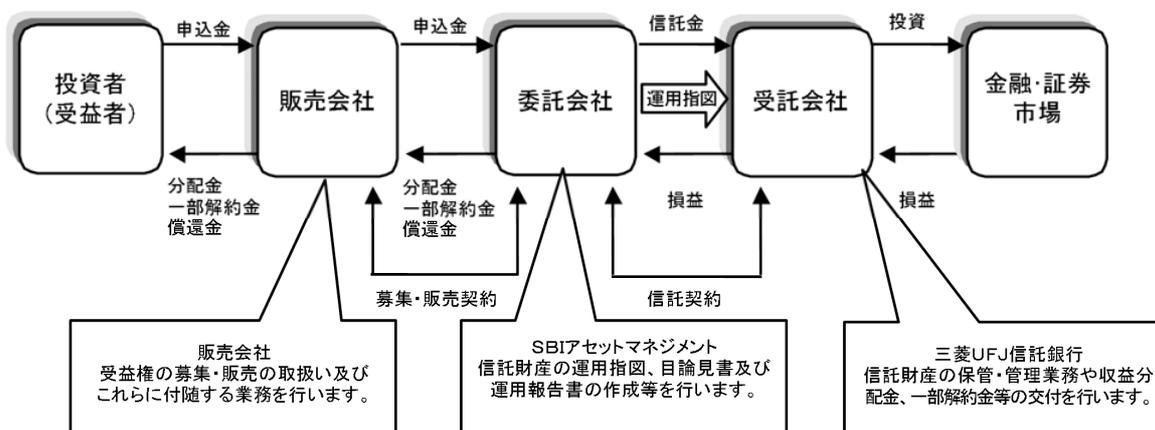
(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※日経平均株価を構成する現物株式、日経平均株価への運動をめざすETF(上場投資信託)及び日経平均株価を対象とした株価指数先物取引など含まれます。

② 委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社 に委託しています。

③ 委託会社の概況（平成30年3月末日現在）

(i) 資本金

4億20万円

(ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

平成17年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年 8 月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年 2 月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
昭和62年 9 月 9 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成14年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成17年 7 月 1 日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年 9 月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

(iii) 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
 - ・本ファンドは、主として日経平均株価を構成する現物株式、日経平均株価への連動を目指すETF（上場投資信託）への投資を行うとともに、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引などを活用します。
- ② バークレイズ銀行グループが開発・提供する「バークレイズ日本株エンハンスト・ベータ指数」を活用し、株式市場への不安心理（ストレス）が高まっていると判断される場合には、株式の実質投資比率を引下げ、ファンドの基準価額下落リスクの低減を目指します。
 - ・株式の実質組入比率の調整は、0-100%の範囲で行います。
- ③ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）に上場する株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ. 及びハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

② 運用の指図範囲等(信託約款第16条第1項)

委託者は、信託金を主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. 及び17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券及び14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. 及び17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. 及び14. の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第16条第2項)

委託会社は信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

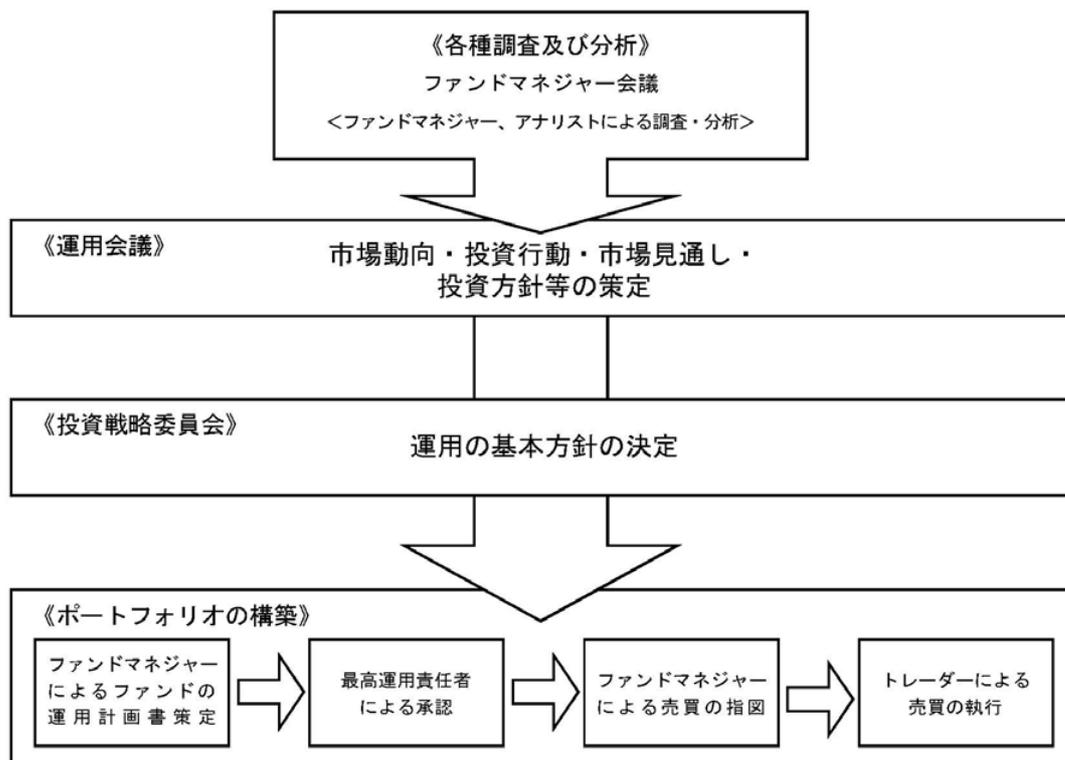
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記③1. から6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第16条3項）
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。（信託約款第16条4項）
- ⑥ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券のうち金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券の時価総額については、合計額の計算においてこれを算入しません。（信託約款第16条5項）

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

- ① 市場環境分析・企業分析
ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。
- ② 投資基本方針の策定
最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。
最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。
- ③ 運用基本方針の決定
「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）、最高運用責任者、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。
- ④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築
ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。
ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。
- ⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価
ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回（原則として9月12日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - (i) 株式への投資割合には制限を設けません。
 - (ii) 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - (iii) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - (iv) 同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがあるものをいいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- (v) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - (vi) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
 - (vii) 外貨建資産への投資は行いません。
 - (viii) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - (ix) 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
 - (x) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 信託約款上のその他の投資制限
- (i) 投資する株式等の範囲(信託約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
 - (ii) 同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款第20条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。また、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (iii) 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (iv) 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

 - (イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (ロ) 株式分割により取得する株券
 - (ハ) 有償増資により取得する株券
 - (ニ) 売出しにより取得する株券

(ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(v) 先物取引等の運用指図(信託約款第23条)

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

(vi) 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第24条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(イ)、(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

④ その他

(i) 資金の借入れ(信託約款第30条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

・価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が下落した場合には、その影響を受け、本ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

・流動性リスク

株式等を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。特に流動性の低い株式等を売却する場合には、その影響を受け、本ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

・本ファンドが採用するリスク・コントロール戦略にかかわるリスク

本ファンドが採用するリスク・コントロール戦略は、株価変動リスクの低減を確実に保証するものではありません。当該戦略は、過去の実績値に基づいて、将来を予測していることから、相場動向により収益率が異なります。一般的に下記事象が生じた場合には、運用成績が市場より劣後する確率が高くなります。なお、市場より劣後するケースは下記に限定されません。

- 1) 日経平均株価が下落ないし横ばいに終始した場合
- 2) 日経平均株価と日経平均ボラティリティー・インデックスの逆相関性が長期的に失われた場合
- 3) 日経平均株価及び日経平均ボラティリティー・インデックスの価格トレンドが、戦略で使用する価格トレンド変更判断期間と同等の期間で反転を繰り返すような局面（組入比率を上昇させると株価が下落し、組入比率を低下させると株価が上昇する局面）
- 4) キャッシュ化ルールに基づき、株式の組入比率をゼロにしたにもかかわらず日経平均株価が下落せず、反転上昇したような場合

・信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財務状況の悪化、または悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には、その影響を受け、本ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

- ・金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、その影響により本ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

《その他留意点》

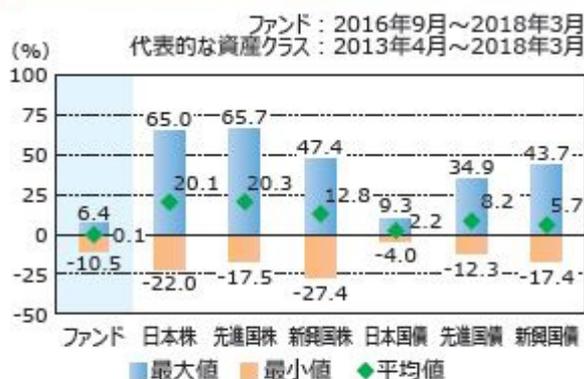
- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- * 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2015年9月30日から2018年3月30日のデータを基に算出しております。したがって、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なります。
- * 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

代表的な資産クラスの指数

- 日本株 … 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株 … MSCI KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
 - 新興国株 … MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 - 日本国債 … NOMURA-BPI国債
 - 先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 - 新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

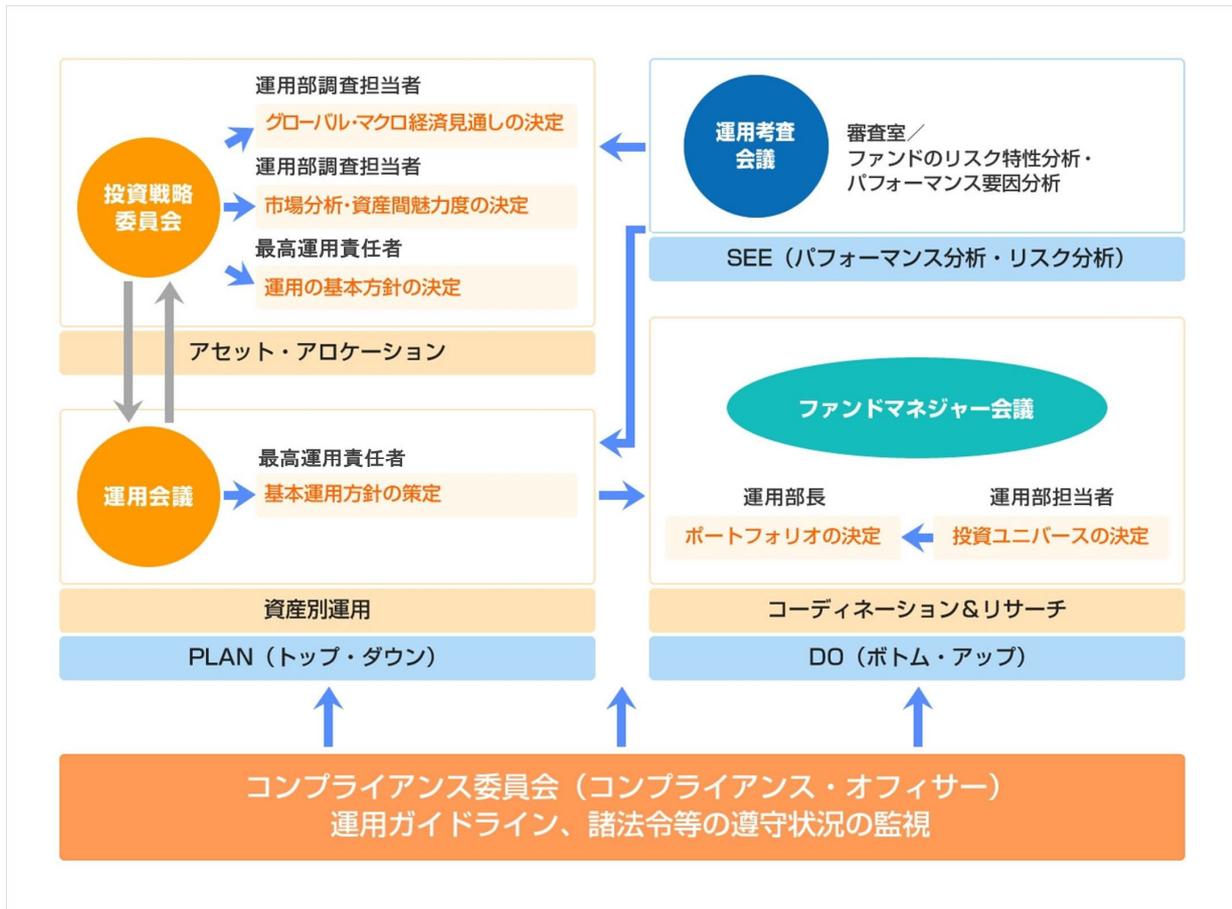
著作権等について

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

《リスク管理体制》

①運用に関するリスク管理体制

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネージャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月 1 回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用考査会議	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネージャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネージャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月 1 回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込金額の2.16%（税抜2.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込回数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税相当額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.4904%（税抜1.38%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

運用管理費用（信託報酬）		年1.4904%（税抜：年1.38%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
内訳	委託会社	年0.81%（税抜：年0.75%）	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.648%（税抜：年0.60%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.0324%（税抜：年0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、委託会社より販売会社に対して支払われます。なお、委託会社の報酬より、パークレイズ日本株エンハンスト・ベータ指数に対する使用料「年0.4%（税抜）」が支払われます。また、当該使用料の各計算期末における合計額が「150万円（税抜）※」に満たない場合は、その差額を下記「その他の手数料等」としてご負担いただきます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

※上記の「パークレイズ日本株エンハンスト・ベータ指数」使用料のミニマムチャージ（支払最低保証額）を平成29年9月13日より「300万円（税抜）」から「150万円（税抜）」に減額いたしました。適用期間は平成29年9月13日～平成30年9月12日で、平成30年9月13日以降は従前の「300万円（税抜）」になる予定です。

(4) 【その他の手数料等】

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）、信託財産にかかる会計監査費用及び受託会社の立替えた立替金の利息及びこれらの手数料等にかかる消費税等は、受益者の負担とし信託財産中から差し引かれます。

信託財産にかかる会計監査費用は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成30年3月末日現在、以下の通りです。

① 個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（原則として配当控除の適用が可能です。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ. 解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

- ・ 少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアN I S A（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

N I S A及びジュニアN I S Aをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

なお、本ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

<注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成30年 3月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	57,834,840	66.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	28,772,635	33.22
合計(純資産総額)		86,607,475	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成30年 3月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受 益証券	日経225連動型上場投資信託(野村)	2,604	22,233	57,897,300	22,210	57,834,840	66.78

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成30年 3月30日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	66.78
合計	66.78

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成30年 3月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (平成28年 9月12日)	141,528,319	141,528,319	8,997	8,997
第2計算期間末 (平成29年 9月12日)	102,122,894	102,122,894	9,188	9,188
平成29年 3月末日	117,021,003	—	9,273	—
4月末日	116,924,996	—	9,272	—
5月末日	111,805,019	—	9,374	—
6月末日	111,749,313	—	9,464	—
7月末日	106,972,388	—	9,363	—
8月末日	105,807,550	—	9,261	—
9月末日	102,466,932	—	9,348	—
10月末日	99,220,740	—	9,703	—
11月末日	97,640,793	—	9,879	—
12月末日	96,169,498	—	9,703	—
平成30年 1月末日	94,023,330	—	9,774	—
2月末日	92,658,600	—	9,631	—
3月末日	86,607,475	—	8,992	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	平成27年 9月30日～平成28年 9月12日	0
第2計算期間	平成28年 9月13日～平成29年 9月12日	0

③ 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間	平成27年 9月30日～平成28年 9月12日	△10.03
第2計算期間	平成28年 9月13日～平成29年 9月12日	2.12
第3計算期(中間期)	平成29年 9月13日～平成30年 3月12日	1.99

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	平成27年 9月30日～平成28年 9月12日	161,789,362	4,491,277	157,298,085
第2計算期間	平成28年 9月13日～平成29年 9月12日	861,453	47,007,784	111,151,754
第3計算期間(中間)	平成29年 9月13日～平成30年 3月12日	1,487,846	16,421,352	96,218,248

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日：2018年3月30日)

(設定日(2015年9月30日)～2018年3月30日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	8,992円
純資産総額	86百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2016年9月12日)	0円
第2期(2017年9月12日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

組入資産	比率
投資信託証券	66.78%
現金等	33.22%
純資産総額	100.00%

《組入銘柄》

銘柄名	比率
日経225連動型上場投資信託(野村)	66.78%

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。
※2015年は設定日2015年9月30日(10,000円)から年末まで、2018年は3月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(i)お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時までとなります。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(ii)お申込単位

・ 分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(i)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(iii)お申込価額

取得申込受付日に算出される基準価額となります。

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(iv)お申込手数料

お申込金額の2.16%（税抜2.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にご確認ください。

なお、前記(i)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込回数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

また、お申込手数料には、消費税相当額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

- ◆本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条8項第3項に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までとなります。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

b. 換金単位

最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

c. 換金価額

換金申込受付日に算出される基準価額となります。

基準価額については、上記b.の照会先においてもご確認ください。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

◆本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

(ii) 主な投資対象資産の評価方法

株 式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
ETF（上場投資信託証券）	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価します。
株価指数先物取引	原則として、基準価額計算日の主たる取引所の発表する清算値段等または最終相場で評価します。

(iii) 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は平成27年9月30日から開始し、平成37年9月12日までとします。ただし、信託期間の延長が有利と認めるときは信託期間を延長する場合があります。一方、後記の「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させる場合があります。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎年9月13日から翌年9月12日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成28年9月12日までとします。

(5) 【その他】

(i) 信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、運用に活用する、パークレイズ銀行グループが開発・提供する「パークレイズ日本株エンハンスド・ベータ指数」の使用ができなくなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。
なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、前記②の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記②から④までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

(ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「(iii) 約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記①の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権が行行使できる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

(v) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または信託約款に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(vii) 運用報告書

委託会社は、毎計算期末（毎年9月12日。ただし、当該日が休日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

積立投資契約を締結している場合は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

(ii) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成27年9月30日から平成28年9月12日まで）の財務諸表について、かえで監査法人による監査を受け、第2期計算期間（平成28年9月13日から平成29年9月12日まで）の財務諸表についてはひびき監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月6日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員
代表社員
業務執行社員

公認会計士

公認会計士

林 直也
田中 弘司



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株リスク・コントロール戦略ファンドの平成28年9月13日から平成29年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株リスク・コントロール戦略ファンドの平成29年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【日本株リスク・コントロール戦略ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 〔平成28年9月12日現在〕	第2期 〔平成29年9月12日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	147,680,751	34,640,255
投資信託受益証券	95,807,040	—
未収入金	—	70,531,285
流動資産合計	243,487,791	105,171,540
資産合計	243,487,791	105,171,540
負債の部		
流動負債		
未払金	97,663,592	—
未払受託者報酬	21,553	18,328
未払委託者報酬	969,966	824,902
未払利息	404	94
その他未払費用	3,303,957	2,205,322
流動負債合計	101,959,472	3,048,646
負債合計	101,959,472	3,048,646
純資産の部		
元本等		
元本	157,298,085	111,151,754
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△15,769,766	△9,028,860
元本等合計	141,528,319	102,122,894
純資産合計	141,528,319	102,122,894
負債純資産合計	243,487,791	105,171,540

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	平成27年9月30日	自	平成28年9月13日
	至	平成28年9月12日	至	平成29年9月12日
営業収益				
受取配当金		794,088		1,044,186
受取利息		3,350		—
有価証券売買等損益		△9,236,920		8,670,195
営業収益合計		△8,439,482		9,714,381
営業費用				
支払利息		34,283		49,424
受託者報酬		44,091		39,769
委託者報酬		1,984,331		1,789,831
その他費用		5,352,285		4,343,751
営業費用合計		7,414,990		6,222,775
営業利益又は営業損失(△)		△15,854,472		3,491,606
経常利益又は経常損失(△)		△15,854,472		3,491,606
当期純利益又は当期純損失(△)		△15,854,472		3,491,606
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△368,151		1,386,712
期首剰余金又は期首欠損金(△)		—		△15,769,766
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,607		4,710,567
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,607		4,710,567
剰余金減少額又は欠損金増加額		291,052		74,555
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		291,052		74,555
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△15,769,766		△9,028,860

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		第1期 平成28年 9月12日現在	第2期 平成29年 9月12日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	157,298,085口	111,151,754口
2.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	15,769,766円	9,028,860円
3.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.8997円 (8,997円)	0.9188円 (9,188円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成27年 9月30日 至 平成28年 9月12日		第2期 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 9月12日	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等 A	0円	費用控除後の配当等 A	247,686円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証券等損益額		損金補填後の有価証券等損益額	
収益調整金額 C	0円	収益調整金額 C	68円
分配準備積立金額 D	0円	分配準備積立金額 D	0円
当ファンドの分配対 E=A+B+C+D	0円	当ファンドの分配対 E=A+B+C+D	247,754円
象収益額		象収益額	
当ファンドの期末残 F	157,298,085口	当ファンドの期末残 F	111,151,754口
存口数		存口数	
10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	0円	10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	22円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たり分配 H	0円	10,000口当たり分配 H	0円
金額		金額	
収益分配金金額 I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額 I=F×H/10,000	0円
2. 追加情報		2. 追加情報	
平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。		平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成27年 9月30日 至 平成28年 9月12日	第2期 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期	第2期
	平成28年 9月12日現在	平成29年 9月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期	第2期
	自 平成27年 9月30日 至 平成28年 9月12日	自 平成28年 9月13日 至 平成29年 9月12日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△1,856,552	—
合計	△1,856,552	—

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期	第2期
自 平成27年 9月30日 至 平成28年 9月12日	自 平成28年 9月13日 至 平成29年 9月12日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(元本の移動)

区分	第1期	第2期
	自 平成27年 9月30日 至 平成28年 9月12日	自 平成28年 9月13日 至 平成29年 9月12日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	102,021,449円	157,298,085円
期中追加設定元本額	59,767,913円	861,453円
期中一部解約元本額	4,491,277円	47,007,784円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（平成29年9月13日から平成30年3月12日まで）の中間財務諸表について、ひびき監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月11日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員
代表社員
業務執行社員

公認会計士

公認会計士

林 直也 
田中弘司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株リスク・コントロール戦略ファンドの平成29年9月13日から平成30年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本株リスク・コントロール戦略ファンドの平成30年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成29年9月13日から平成30年3月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【中間財務諸表】

【日本株リスク・コントロール戦略ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第3期中間計算期間 〔平成30年3月12日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		91,702,976
投資信託受益証券		29,894,260
未収入金		—
流動資産合計		121,597,236
資産合計		121,597,236
負債の部		
流動負債		
未払金		29,273,651
未払受託者報酬		15,705
未払委託者報酬		706,547
未払利息		251
その他未払費用		1,435,496
流動負債合計		31,431,650
負債合計		31,431,650
純資産の部		
元本等		
元本		96,218,248
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		△6,052,662
元本等合計		90,165,586
純資産合計		90,165,586
負債純資産合計		121,597,236

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 平成29年9月13日 至 平成30年3月12日
営業収益	
有価証券売買等損益	4,743,522
営業収益合計	4,743,522
営業費用	
支払利息	17,056
受託者報酬	15,705
委託者報酬	706,547
その他費用	1,435,784
営業費用合計	2,175,092
営業利益又は営業損失(△)	2,568,430
経常利益又は経常損失(△)	2,568,430
中間純利益又は中間純損失(△)	2,568,430
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	892,342
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△9,028,860
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,330,977
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,330,977
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,867
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,867
分配金	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△6,052,662

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

期別		第3期中間計算期間 平成30年 3月12日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	96, 218, 248口
2.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	6, 052, 662円
	1口当たり純資産額 (10, 000口当たり純資産額)	0. 9371円 (9, 371円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期中間計算期間 (自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月12日)

該当事項はありません。

第3期中間計算期間 (自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期中間計算期間 平成30年 3月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(元本の移動)

区分	第3期中間計算期間 自 平成29年 9月13日 至 平成30年 3月12日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	111,151,754円
期中追加設定元本額	1,487,846円
期中一部解約元本額	16,421,352円

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成30年 3月30日現在

I 資産総額	144,698,087円
II 負債総額	58,090,612円
III 純資産総額 (I - II)	86,607,475円
IV 発行済口数	96,310,790口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.8992円
(1万口当たり純資産額)	(8,992円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典該当事項はありません。
- (3) 受益権の譲渡
受益権の譲渡制限は設けておりません。
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (4) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額(平成30年3月末日現在)

(i) 資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。

(iii) 発行済株式の総数

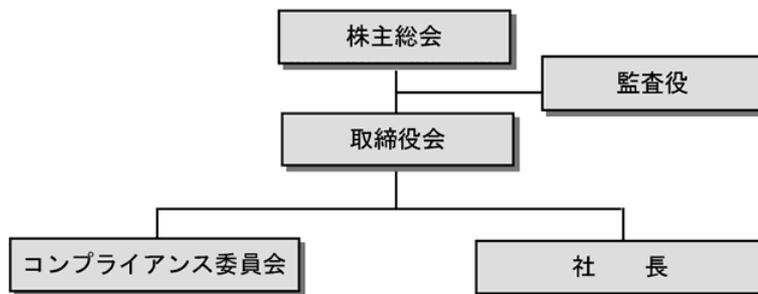
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。

(iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

② 委託会社の機構

(i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(平成30年3月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	49	327,383

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

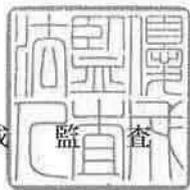
当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、及び第32期事業年度の中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月12日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中



優成監査法人

指定社員
公認会計士
業務執行社員

小松亮一



指定社員
公認会計士
業務執行社員

石倉教典



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	992,039	1,190,923
前払費用	1,931	18,512
未収委託者報酬	242,188	233,608
未収運用受託報酬	7,056	8,533
未収投資顧問料	※2 1,222	—
繰延税金資産	5,522	3,150
その他	12,937	11,264
流動資産合計	1,262,897	1,465,992
固定資産		
有形固定資産		
建物	—	※ 53
器具備品	※1 2,181	※ 1,857
リース資産	※1 627	—
有形固定資産合計	2,808	1,910
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	3,322	2,536
商標権	1,519	1,509
無形固定資産合計	4,909	4,113
投資その他の資産		
関係会社株式	127,776	127,776
長期差入保証金	※2 19,856	19,856
投資その他の資産合計	147,633	147,633
固定資産合計	155,351	153,657
資産合計	1,418,249	1,619,650

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,579	477
未払金	207,901	222,657
未払手数料	184,718	198,172
未払法人税等	87,110	48,193
未払消費税等	21,611	8,854
リース債務	714	—
流動負債合計	318,919	280,183
負債合計	318,919	280,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	669,117	909,254
利益剰余金合計	699,129	939,266
株主資本合計	1,099,329	1,339,466
純資産合計	1,099,329	1,339,466
負債純資産合計	1,418,249	1,619,650

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,763,792	1,661,953
運用受託報酬	42,642	45,489
投資顧問料	5,322	4,011
営業収益合計	1,811,757	1,711,454
営業費用		
支払手数料	1,074,399	1,014,112
広告宣伝費	2,313	686
調査費	25,501	25,912
調査費	25,501	25,912
委託計算費	92,130	96,123
営業雑経費	23,101	13,344
通信費	894	827
印刷費	19,869	9,975
協会費	1,672	2,171
諸会費	490	49
その他営業雑経費	175	319
営業費用合計	1,217,446	1,150,178
一般管理費		
給料	139,115	134,722
役員報酬	15,800	27,378
給料・手当	123,315	107,343
交際費	170	75
旅費交通費	3,801	3,787
福利厚生費	22,054	19,124
租税公課	5,008	7,729
不動産賃借料	21,228	17,574
消耗品費	2,410	1,751
事務委託費	9,056	11,556
退職給付費用	6,023	4,300
固定資産減価償却費	2,192	1,973
諸経費	8,427	11,737
一般管理費合計	219,488	214,332
営業利益	374,822	346,943
営業外収益		
受取利息	222	55
雑収入	121	923
営業外収益合計	343	978
営業外費用		
支払利息	45	13
為替差損	—	0
有価証券売却損	1	—
雑損失	72	—
営業外費用合計	118	13
経常利益	375,047	347,908
税引前当期純利益	375,047	347,908
法人税、住民税及び事業税	125,131	105,400
法人税等調整額	△409	2,371
法人税等合計	124,721	107,771
当期純利益	250,325	240,136

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	400,200	30,012	418,792	448,804	849,004	849,004
当期変動額						
当期純利益			250,325	250,325	250,325	250,325
当期変動額合計	—	—	250,325	250,325	250,325	250,325
当期末残高	400,200	30,012	669,117	699,129	1,099,329	1,099,329

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	400,200	30,012	669,117	699,129	1,099,329	1,099,329
当期変動額						
当期純利益			240,136	240,136	240,136	240,136
当期変動額合計	—	—	240,136	240,136	240,136	240,136
当期末残高	400,200	30,012	909,254	939,266	1,339,466	1,339,466

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式
 - 移動平均法に基づく原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が3-15年であります。
 - ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - なお、リース期間ごとのリース料総額が3,000千円以下の場合等、重要性が乏しいリース資産については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - 消費税及び地方消費税の会計処理
 - 税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	* 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
器具備品 3,046千円	建物 0千円
リース資産 2,510千円	器具備品 3,519千円
合計 5,556千円	合計 3,520千円
* 2 関係会社に対する資産及び負債	
長期差入保証金 19,802千円	

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

リース取引の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	992,039	992,039	—
(2) 未収委託者報酬	242,188	242,188	—
(3) 未収運用受託報酬	7,056	7,056	—
(4) 未収投資顧問料	1,222	1,222	—
資産計	1,242,506	1,242,506	—
(1) 未払金	207,901	207,901	—
(2) リース債務	714	714	—
負債計	208,616	208,616	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無い場合、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	992,039
未収委託者報酬	242,188
未収運用受託報酬	7,056
未収投資顧問料	1,222
合計	1,242,506

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	714	—	—	—	—	—

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,190,923	1,190,923	—
(2) 未収委託者報酬	233,608	233,608	—
(3) 未収運用受託報酬	8,533	8,533	—
資産計	1,433,065	1,433,065	—
未払金	222,657	222,657	—
負債計	222,657	222,657	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無い場合、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	1,190,923
未収委託者報酬	233,608
未収運用受託報酬	8,533
合計	1,433,065

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 5,290千円、当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 4,300千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">19,114</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">4,422</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">1,001</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">99</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,075</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△19,552</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,522</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	19,114	未払事業税	4,422	その他未払税金	1,001	その他	99	繰延税金資産小計	25,075	評価性引当額	△19,552	繰延税金資産合計	5,522	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">19,114</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">364</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">2,409</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">376</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22,703</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△19,552</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,150</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	19,114	未払事業税	364	その他未払税金	2,409	その他	376	繰延税金資産小計	22,703	評価性引当額	△19,552	繰延税金資産合計	3,150
繰延税金資産																																					
電話加入権	438千円																																				
関係会社株式評価損	19,114																																				
未払事業税	4,422																																				
その他未払税金	1,001																																				
その他	99																																				
繰延税金資産小計	25,075																																				
評価性引当額	△19,552																																				
繰延税金資産合計	5,522																																				
繰延税金資産																																					
電話加入権	438千円																																				
関係会社株式評価損	19,114																																				
未払事業税	364																																				
その他未払税金	2,409																																				
その他	376																																				
繰延税金資産小計	22,703																																				
評価性引当額	△19,552																																				
繰延税金資産合計	3,150																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																				
<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。</p> <p>この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が264千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額減少しております。</p>	<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p style="text-align: center;">該当事項はありません。</p>																																				

(セグメント情報)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型)	289,153
SBIインド&ベトナム株ファンド	181,343

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型)	273,228
SBI/アリアンツ日本株集中投資戦略ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	183,987

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(被所有) 間接 49.5%	不動産、設備利 用・業務委託 役員の兼任	事務所敷 金の差入	—	長期差 入保証 金	19,802
							不動産転 借、ネッ トワーク 設備利用 他	25,635	未払金	2,895

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産転賃の条件は、同社に適用される賃借条件と同一の条件となっております。
3. 設備利用料は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47,937	証券業	—	販売委託	販売委託 支払手数料	464,126	未払金	71,057

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社 (東京証券取引所 ジャスダック市場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 (非上場)

SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(被所有) 間接 49.5%	不動産設備利用 役員の兼任	事務所敷 金の差入	—	長期差 入保証 金	19,802

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産設備利用に係る保証条件は、同社に適用される保証条件と同一の条件となっております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託	販売委託 支払手数料	397,985	未払金	73,724

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
1株当たり純資産額	30,036円33銭	36,597円44銭
1株当たり当期純利益	6,839円48銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	6,561円11銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
当期純利益(千円)	250,325	240,136
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	250,325	240,136
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月28日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中



優成監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士

本間洋一



指定社員
業務執行社員
公認会計士

石倉毅典



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,413,645
前払費用	24,102
未収委託者報酬	324,507
繰延税金資産	5,059
その他	9,575
流動資産合計	1,776,891
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 1,294
器具備品	※1 1,620
有形固定資産合計	2,915
無形固定資産	
電話加入権	67
ソフトウェア	6,593
商標権	1,455
無形固定資産合計	8,116
投資その他の資産	
関係会社株式	127,776
長期差入保証金	19,856
その他	3,486
投資その他の資産合計	151,119
固定資産合計	162,150
資産合計	1,939,041

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成29年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	3,354
未払金	302,227
未払手数料	270,572
未払法人税等	88,660
未払消費税等	※2 19,367
その他	4,860
流動負債合計	418,469
負債合計	418,469
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,200
利益剰余金	
利益準備金	30,012
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,090,360
利益剰余金合計	1,120,372
株主資本合計	1,520,572
純資産合計	1,520,572
負債純資産合計	1,939,041

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,373,874
運用受託報酬	16,380
営業収益合計	1,390,255
営業費用	1,013,724
一般管理費	※ 114,003
営業利益	262,526
営業外収益	14
営業外費用	0
経常利益	262,540
税引前中間純利益	262,540
法人税、住民税及び事業税	83,344
法人税等調整額	△1,909
法人税等合計	81,434
中間純利益	181,105

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が3－15年
であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可
能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
建物	57千円
器具備品	3,756千円

※2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
有形固定資産	289千円
無形固定資産	652千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

当中間会計期間（平成29年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,413,645	1,413,645	—
(2) 未収委託者報酬	324,507	324,507	—
資産計	1,738,153	1,738,153	—
未払金	302,227	302,227	—
負債計	302,227	302,227	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
(1) 関係会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

子会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
SBI日本小型成長株選抜ファンド（愛称：センバツ）	300,828
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド （毎月分配型）	232,016

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
1 株当たり純資産額	41,545円68銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	1,520,572
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	1,520,572
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 (株)	36,600

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1 株当たり中間純利益金額	4,948円23銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	181,105
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	181,105
普通株式の期中平均株式数 (株)	36,600

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
日本株リスク・コントロール戦略ファンド
(愛称:スマート・リターン)
信託約款

SBIアセットマネジメント株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

信託約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。)に上場する株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
・本ファンドは、主として日経平均株価を構成する現物株式、日経平均株価への連動を目指す ETF(上場投資信託)への投資を行うとともに日経平均株価を対象とした株価指数先物取引などを活用します。
- ② パークレイズ銀行グループが開発・提供する「パークレイズ日本株エンハンスト・ベータ指数」を活用し、株式市場への不安心理(ストレス)が高まっていると判断される場合には、株式の実質投資比率を引下げ、ファンドの基準価額下落リスクの低減を目指します。
・株式の実質組入比率の調整は、0-100%の範囲で行います。
- ③ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがあるものをいいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

年1回(原則として9月12日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

繰越も含めた経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
日本株リスク・コントロール戦略ファンド
(愛称:スマート・リターン)

信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額及び限度額)

第3条 委託者は、金102,021,449円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成37年9月12日までとします。

(受益権の分割及び再分割)

第5条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については102,021,449口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

(追加信託の価額、口数及び基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗

じて得た金額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 11 条 受託者は、信託設定時に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額)

第 12 条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第1項の規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)及び登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円単位または1口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に

当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料及び当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益権の価格は、1口につき1円に手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込を取り消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を主として次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。))または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第 11 号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 18 号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第 20 号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第 16 号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 14 号の証券のうち投資

法人債券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第1号から第6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券のうち金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券の時価総額については、合計額の計算においてこれを算入しません。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)及び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条及び第 25 条において同じ。)、第 25 条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条及び第 16 条第1項及び第2項に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条及び第 28 条から第 30 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 15 条及び第 16 条第1項及び第2項に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条及び第 28 条から第 30 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第3項及び同法第 32 条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)なら

びに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 26 条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売却代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第 27 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 29 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、原則として毎年9月 13 日から9月 12 日までとします。ただし、第1計算期間は平成 27 年9月 30 日から平成 28 年9月 12 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用及び監査費用)

第 35 条 有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）、信託財産にかかる会計監査費用及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる会計監査費用は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日（ただし、計算期間の最初の6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額及び支弁の方法)

第 36 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 138 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（ただし、計算期間の最初の6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、当該報酬についての委託者及び指定販売会社間の配分は別に定めるものとします。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 37 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を

控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 38 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 39 条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 40 条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の支払い)

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者として)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

④ 前項及び第 40 条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(償還金及び一部解約金の支払い)

第 40 条 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の営業所等において行うものとします。

④ 償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第 41 条 受益者が、収益分配金については第 39 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 40 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 42 条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に最低単位を 1 円単位または 1 口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については 1 口の整数倍とします。)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 3 項の規定に準じて算出した価額とします。

(信託契約の解約)

第 43 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、運用に活用する、パークレイズ銀行グループが開発・提供する「パークレイズ日本株エンハンスト・ベータ指数」の使用ができなくなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は前項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには

適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ⑥ 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業譲渡及び承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、

議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第49条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第50条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第51条 委託者が行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは出来ません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第54条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 27 年9月 30 日(信託契約締結日)

委託者 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
SBIアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社